

1. 件名：三菱原子燃料（株）の使用前検査及び使用前事業者検査の日程等に係る面談

2. 日時：令和3年11月15日（月）10時30分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

杉本安全規制管理官（専門検査担当）、大東首席原子力専門検査官、

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、

関主任原子力専門検査官、館内主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

三菱原子燃料（株）

東海工場長 他6名

5. 要旨

○三菱原子燃料（株）（以下「事業者」という。）より、使用前検査・使用前確認工程等について、資料に基づき以下の説明があった。

・先週までの検査の進捗状況を踏まえ、11月19日に予定していた性能検査を26日の実施に見直しをした。引き続き、今週も不適合の是正処置・水平展開の実施状況、根本原因分析（RCA）の対策実施状況及び3号検査の実施状況について確認頂きたい。進捗状況により11月24日以降も確認頂く日程としたい。

・また、今週は、既設部分の建物に係る設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査を順次受検したい。

○原子力規制庁から、下記の事項を伝えた。

・先週の検査実績をもとに考えると、QA/QMS等の確認を、提示された3日半で実施するのは、極めて困難と推測される。これまでも再三、実績に基づいた適切な工程管理を実施するように求めているが、検査が遅れる都度、性能検査を一週先延ばしにするような工程管理に対して、規制庁としては、この先も対応し続けることは困難と考えている。

・既設部分の建物に係る検査についても過去の検査実績からすると、今回の3日半の工程では困難と思われるので、検査日程の精査を行うこと。

・3号検査（QMS）は、品質管理の方法に従って計画、実施、評価及び改善の管理が行われていることを確認するものであるが、3号検査（QMS）終了後に、不適合の処置について検査日を設定しているが、本来は不適合の処置の確認が全て終了後に3号検査（QMS）を実施すべきと考える。

- ・以上の指摘を踏まえて、検査実績をもとに、実施可能かつ適切な検査工程を検討し早急に改めて提示すること。(※)

○事業者から、了承した旨の回答があった。

6. その他

資料1：使用前検査・使用前確認 検査工程 (2021.11.12)

資料2：使用前検査・使用前確認スケジュール

資料3：根本原因分析提言対策アクションプラン

資料4：使用前検査・使用前確認 検査工程 (2021.11.16) <※の指摘を踏まえ11月16日に事業者から提出>

以 上